

JGA 正会員各位

観光庁から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関し通知がありましたのでお知らせします。

別添資料は、当協会の HP「その他のお知らせ」に掲載いたします。

<観光庁より>

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2021 年 5 月 11 日)

令和3年5月7日に開催された第63回新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」という。)において、緊急事態措置を実施すべき区域に、[5月12日](#)以降、愛知県及び福岡県が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が[5月31日](#)まで延長されました。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、5月9日以降、北海道、岐阜県及び三重県が追加されるとともに、5月11日をもって宮城県が除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が[5月31日](#)まで延長されました。

あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、さらに別添4のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(中略)について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととしています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第25回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について着実に実施して頂くとともに、所管の事業者、関係団体等に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

(別添1)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1)新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間延長及び区域変更」

〈https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210507.pdf〉

(別添1別紙2)新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添1別紙3)新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月7日変更)

(別添2)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添3)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡」

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

※参考として、今回内閣官房事務連絡に引用があった催物、施設の制限等に関する過去の事務連絡を添付(zip ファイル)。

(別添4)移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添5)第25回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

注:本部開催日遡り日付の事務連絡は物理的に発出に無理があるという意見もあることから、発出日の日付に変更しております。

(以上)

一般社団法人 日本観光通訳協会(JGA)

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町 1-6-1 インターナショナルビル 603 号室

TEL 03-3863-2895 FAX 03-3863-2896

E-mail:info@jga21c.or.jp

URL:<http://www.jga21c.or.jp/>